

# 山口県報

令和元年  
7月2日  
(火曜日)

## 目次

○規則

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（子ども家庭課）……………



山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十三年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条の次に次の三条を加える。

（携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の説明すべき事項）

第十六条 条例第十四条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「整備法」という。）第十五条ただし書の申出をするときは、条例第十四条の三第二項の書面を携帯電話インターネット接続業務提供事業者に提出しなければならないこと。

二 保護者は、整備法第十六条ただし書の申出をするときは、条例第十四条の三第五

項の書面を携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に提出しなければならないこと。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等）

第十七条 条例第十四条の三第二項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

二 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続業務の利用の状況を適切に把握することにより当該青少年が青少年有害情報の閲覧（視聴を含む。）をしないようにすること。

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして知事が認める理由

2 条例第十四条の三第二項の規則で定める事項は、保護者の住所、氏名及び電話番号とする。

（青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等）

第十八条 条例第十四条の三第五項の規則で定める理由は、保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

2 条例第十四条の三第五項の規則で定める事項は、前条第二項に定める事項とする。別記第十一号様式中「（第11条第2項）」を「（第20条第2項）」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年七月二日  
印刷  
令和元年七月二日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
山口市